

【別紙】横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針 改正内容

分類	項目名	改定内容	現行指導指針における該当箇所
運営契約関係	有料老人ホーム事業の明記	定款に有料老人ホーム事業を明記することについて、努力規定とします。	指導指針4
	協力医療機関	協力医療機関について、近距離で、かつ診療科目を標榜している医療機関と協力するよう明記します。	指導指針11(5)
	国保連合会の連絡先の周知	特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあつては、神奈川県国民健康保険団体連合会の連絡先を入居者に周知するよう規定します。	指導指針11(8)
	運営指導窓口	市の電話番号を、苦情窓口ではなく、サービス付き高齢者向け住宅の運営指導の機関として重要事項説明書等に記載させる規定に改正します。	指導指針11(8)
	事故報告	特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあつては、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」を踏まえて報告するよう規定します。	指導指針11(9)
	職員の配置数	職員の配置数について、適切な職員体制を確保するよう明記します。	指導指針12(1)
	介護保険外に別途費用を受領する場合の規定	手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領する場合についての規定を追加します。	指導指針13(1)
整備関係	エレベーターのストレッチャー、操作盤	エレベーターのストレッチャーの収納構造について、努力規定とします。また、操作盤の高さについての努力規定を追加します。	指導指針9(4)
	緊急通報装置の設置箇所	緊急通報装置の設置箇所から、エレベーターを削除します。	指導指針9(11)